

徳島地方裁判所委員会（第15回）議事概要

- 1 開催日時
日時 平成25年2月18日（月）午後2時00分から午後4時00分まで
- 2 開催場所
徳島地方・家庭裁判所会議室
- 3 出席委員（50音順）
石川榮作委員，齋木稔久委員，榊勇委員，清水節委員[委員長]，高田憲一委員，高橋信子委員，田代英明委員，天満隆行委員，米田豊彦委員
- 4 議事
 - (1) 開会
 - (2) 所長あいさつ
 - (3) 委員紹介等
 - (4) 以下のテーマについての意見交換
 - ①裁判所の新庁舎について
 - ②裁判員裁判の実施状況等について
 - (5) 次回開催期日，テーマ等
追って決定
 - (6) 所長あいさつ
 - (7) 閉会
- 5 意見交換について（●：委員長，○：委員，□：説明者）

要旨

- (1) 裁判所の新庁舎について
 - ：（安岡会計課長）テーマにつき，パワーポイントを用いて説明
 - ： 新庁舎で一番広い法廷での傍聴可能人数は何人ぐらいか。
 - ： 旧庁舎の裁判員裁判法廷が約60席だったので，それと同等か，あるいはそれ以上になると思うが，現時点でははっきりしない。
 - ： 現在の仮庁舎の裁判員裁判法廷が約40席ぐらいなので，現在よりはかなり改善されると思う。
 - ： 以前に裁判所の桜を伐採するという報道がなされたが，我々の年代の人間にとっては，毎年春に裁判所の桜が咲くのを楽しみにしていて，私ら女性ばかりが集まった時には「どうして桜を切るのだろう」と盛り上がり，署名活動をして訴えようと言う者もいたほどであった。桜を切らずに残してもらえると新聞に載った時には皆大変喜んでいて。裁判所の桜は色が良く，秋には紅葉が生い茂るので。
 - ： 県民，市民の皆さんから何とかしてくれとの声をいただき，再検討の結果，当初切る予定の箇所を残すことができた。移植した5本の桜が芽吹いてくれるといいのだが，今年どうなるかどうかはまだわからない。長い目で見ると

要があると思う。

- ： 東側と北側が一番よく目にするので、そこに咲いた桜を見ると春の訪れを感じる。北西にある早咲きの桜が咲くのを見ると特にそのように感じる。
- ： 裁判所の広さや面積は、事件や裁判の数で決められるのか。
- ： 私たちが執務をする事務室の面積については職員の数が基本になるし、法廷については扱っている事件数が基本になると思う。
- ： 今後の事件数の見通しはどうか。今後事件数が増えていくという前提で部屋の広さを考えているのか。
- ： 事件数は急に増えたり、落ち着いたりして波があるので、どの数字を基準にするかどうかは非常に難しい。多少余裕があるほうがいろいろな状況に対応できるのではないかと思う。
- ： 徳島では裁判員裁判の事件数はそれほど多くも少なくもなく推移しているが、一時期増えていた多重債務者の過払金の事件が最近では減ってきている。家庭裁判所の事件は急激ではないが段々増えつつある。
- ： 財務省に返還する割譲地を将来的に法務省の管轄とすることはできないのか。
- ： 財務省がどのように処分するのか、承知していない。民間にすぐに払い下げるといったことはないと思うが。
- ： 割譲地に何らかの建物が建つのは確実なのではないか。
- ： 国有財産の有効利用という観点でいろいろ検討がされるとは思う。
- ： 私どもにもよく聞かれることではあるが、財務省に返す土地のことなのでわからないのが実情である。
- ： 徳島大学では学生の要望を聞いて、売店や食堂、自動販売機、憩いの場を設けているのだが、裁判所では食堂とかは設けないのか。徳島大学は周囲に食事をする場所が少なく、裁判所の周囲も同じような環境なので、職員の方は昼食をどのようにしているか気になってしまう。
- ： 自動販売機は設置する予定であるが、売店等については置かない予定である。ちなみに私は昼食は弁当を買って食べている。
- ： 私もそうであるが、職員は、全般的に弁当を持ってくるか買ってくるかのどちらかである。外に食べに出ると時間がかかってしまうので。たしかに食堂があると便利であるが、需要と供給の関係があるので、裁判所で営業できるだけの収益が上がるのかどうか難しいと思う。
- ： 東京の裁判所ではコンビニ等を設けているが、そこで採算が取れるのは職員以外にも利用してくれる人が多いからであり、徳島の裁判所のような来庁者が少ない場所では営業しても収益が上がらず、賃料だけがかかってしまうということになる。
- ： 今の敷地でもそれほど広いとは感じていないが、財務省に返却するとなるとさらに手狭になるのではないか。駐車場はどれぐらいの台数になるのか。

- ： 旧庁舎の頃は約130台の駐車スペースがあった。新庁舎では先ほど説明したとおり約80台になる。
- ： 旧庁舎の頃も、駐車場が空いていたという印象は薄い。80台まで減らせて何かと不便になることはないのか。
- ： 旧庁舎の頃に調査したところ、駐車台数は多い時でも50ないし60台ぐらいまでだったので、余裕を持たせて70から80台ぐらい確保しておけば今までの利用台数に対応できると思ったところである。
- ： 返すというのは残念な気がする。
- ： いろいろな人からそのように言われている。
- ： 一般の待合室の広さはどのようになるのか。依頼者と一緒に家裁へ行くと、これまでは待合室が非常に狭かった。依頼者も重苦しい気持ちで来ているのに、そこで長時間待たされると雰囲気も悪くなり、頭痛もしてくる。それぐらい狭かったのだが、少しは改善してもらえるのか。
- ： 今までは12ないし13㎡しか無かったが、今より1.5倍ぐらいの広さになるよう検討している。あと、1階にインフォメーションコーナーを設け、そこで手続案内のビデオを見てもらったり、ちょっとした待合スペースを広く確保したりして、来庁者にとっては圧迫感を感じないような雰囲気作りを検討しているところである。
- ： 家裁では待合室の数を増やして顔を合わさなくていいように配慮しているところである。
- ： 家事事件では相手と会いたくないという意見が相当ある。特に女性はそうである。
- ： 返却する割譲地との境には高い塀か何かを作る予定なのか。
- ： 外構のことまでははっきり決まっていないが、高い塀を作ることは今のところ考えていない。
- ： 割譲地に検察庁が来るといふ予定は無いのか。
- ： うちの庁舎も確かに古いですが、予定があるかどうかについてお答えするのはなかなか難しいと思う。

(2) 裁判員裁判の実施状況について

- ： (佐藤刑事部長) テーマにつき、配布資料を用いて説明
- ： 3日間というのは連続か、それとも間が空いているのか。
- ： 多くは連続3日間が多い。基本的には月、火、水というように連続しているが、中には木、金、月というパターンもあった。
- ： 1か月もかかったりすると大変だろうとは思っている。
- ： 平成24年に関しては審理期間が長いのが若干多かったように思う。
- ： 先ほど説明した審理期間の数字、例えば9日間というのには土日が含まれていないので、拘束されている感覚は10日以上となると思う。
- ： 例えば第一週目のうち4日間審理して1日お休みにし、土日を挟んで翌週

の月曜か火曜にまた審理するということもあった。休みの日はリラックスしてくださいとは申し上げるものの、実際にはなかなかそうはいかないと思う。

- ： 裁判資料は裁判所外へ持ち出し禁止なのか。
- ： そのとおりである。
- ： 私が教員だからなのか、予習をする時間が無いと不安になるような気がするが、そのあたり裁判員にとってはどうなのか。
- ： 基本的に法廷で見て聞いて理解するという前提で審理している。個人的に予習したり、考えられた上で本を読まれて臨む方もいらっしゃるかもしれないが、そういうことが必要になるというものではない。
- ： 名簿の中から70名ないし80名選ばれて、その中から裁判員として8名選ばれることになるが、最初の70名ないし80名の中に選ばれたら次は当たらないのか。
- ： ルールとしては、例えばこの時はこういう都合で来れないから辞退されたとしても、次の時にはもしかしたら来ていただけるかもしれないということがあるので、今回だけの事情による辞退の場合であれば、次の機会に名簿の中から選ばれたからもう一度お越しく下さいという連絡を差し上げることはある。一度裁判所に来た上で選ばれなかった場合は、その名簿が使われている間は選ばれることはない。
- ： 裁判員は無作為に選ばれるということであるが、本人は積極的に参加すると言っている、第三者から見たら難しいのではないかと思うことはないか。裁判所からお断りすることはあるのか。
- ： たしかに発言が多い方と少ない方がおられるが、皆さんそれぞれのお立場で発言していただいているので、裁判員として同じチームになった以上は発言が少ないから裁判員を外れてくださいと言うことはできない。全ての国民の方に御参加いただいて行うというのがこの制度の趣旨なので、皆さんと一緒にいろんな視点で話をさせていただいている。
- ： (高橋)
適性がないと思う人でも、評議等の場で話をしているうちに、考えが変わってきたりするのか。
- ： 当該事件について何か具体的な知識を持っているとかいうように、公平な裁判の妨げとなるような事情があれば、選任の段階で裁判員に選ばないようにしてくれと検察官や弁護人が申し立てることもでき、裁判官がそのように言うこともあり得る。実際になられた方はその方々なりにいろいろな話をされており、休み時間中も盛んに話をしたりしている。
- ： 「裁判員裁判実施状況の検証報告書」53頁には年代別の裁判員の属性が書かれてあるが、何歳以上は選ばれないという規定があるのか。
- ： 70歳以上の方は、ご本人が辞退を申し出ればそのまま辞退を認めている。もちろん辞退せずに御参加いただいても構わないし、実際になってもらっ

- いる方もいる。
- ： これによれば20代がやや少なく、30代、40代、50代がほぼ同じ割合で、60代が少し少なくなっているが、徳島でも同じような傾向なのか。
 - ： 男女比も年代別についても最終的には平均的になっていると思う。感じとしては年齢が高い方が多いような気がする。
 - ： たしかに徳島は中高年層の人口が多い。
 - ： もしかしたら人口比が影響しているのかもしれない。
 - ： 裁判員制度が始まって3年以上が経過し、見直しを図ってきたということだが、どのような点について見直しをしてきたのか。また、3年以上やってきてどのような課題があったのか。
 - ： 具体的な改正については法制審や国会に委ねられるが、私ら法曹としての課題とすれば、まず、短い期間に集中して審理をするために公判前整理手続という手続を実施して具体的に争点を絞って、証拠についても必要なものに厳選することになるが、公判前整理手続が長くなると、証人の記憶が薄くなっていったり、被告人の身柄を拘束している期間が長くなるので、公判前整理手続を法曹三者が協力して出来るだけ短くしていくということが課題に挙げられる。次に、証拠調べについても公判廷で分かりやすくするというのがあって、文書を読んだ方が分かりやすいという方もいるかもしれないが、証人に言葉で話してもらった方がその場で疑問に思ったことを自分から質問できるわけで、できるだけ証人に話をしてもらうか、供述調書を読み上げるとしてもできるだけ簡潔で分かりやすい内容で読み上げるとか、公判廷の中で心証が取れるような証拠調べをすることが課題として挙げられる。これは制度発足時からそうであるし、3年経った今でも努力として続けていかなければいけないことである。
 - ： 弁護人の立場から見れば、裁判員裁判はどういう評判なのか。一般の方が市民感覚で刑事裁判に参加することで、それまでの裁判より刑が重くなったりのギャップもあると思うが。
 - ： 裁判員裁判は若い弁護士がやることが多い。私らベテランの弁護士から見れば、裁判員裁判ということで弁護士も気負っていて、不要な争点を作ってしまうことがあるように思う。それと、弁護士の意見と検察官の求刑や裁判所の量刑とがあまりにもかけ離れているため、弁護士から見てどうかと思うことがある。裁判員の方々への評価は高いと思うが、弁護人の求刑を聞いてもらえず、重い刑になりつつある。一般の方の量刑が重いという印象は弁護士皆が持っている。それは直接法廷で証人や被害者から話を聞いたりするから、その方が印象が強いし、重くなるのかと思う。
 - ： 裁判所としては、それはそれでよしとするのか。
 - ： それはそれで裁判員裁判の中で受け入れていくことになるが、「裁判員裁判実施状況の検証報告書」83頁以降の量刑分布によれば、殺人や殺人既遂

についてはグラフの振れ方は似ており、強姦致傷や強制わいせつ致傷の性犯罪では裁判官裁判よりもグラフが右に寄っている。それ以外の犯罪についてはあまり変わっていないように見えるが、3年経過した段階での数値なので、もう少し様子を見る必要があると思うが、これらはいずれも、チームとして皆でいろいろな話をさせていただいた上での結論である。

- ： 裁判官から見て弁護人の量刑意見は意味があるのか。
- ： 個人的には意味があると感じている。検察官の意見も同じであろうが、根拠付けが大事かと思う。
- ： 対象事件をもっと絞るべきかとの意見が出ている。例えば覚せい剤の事件を外したらどうかとか、残虐な事件を外そうとか、死刑はやめたらいいのではとか、いろいろ意見が出てはいるが、見直しをしようというところまでには至っていない。性犯罪の事件に厳罰化の傾向があっても、それはそれで国民の意見であるので、少し様子を見ようというのが3年目の経過ではないか。検察庁では見直しについて何かご意見は出ているのか。
- ： もちろん個別の意見はあり、先ほどの対象事件をどのようにするか等の議論はあるものの、検察庁としての意見というまでは至っていない。
- ： 法廷の戦術は変わるのではないか。
- ： 戦術というか、一般市民感情みたいなものを反映させていくということになると思う。
- ： 分かりやすく、自分の言いたいことをアピールするということは検察官も弁護人も同じである。裁判員裁判の若い弁護人は神経を使いながらやっているが、若い人だけでは力量不足だと思われるればベテランの弁護士を付けて複数人で弁護をやる。ただ、打合せや資料の読み込み等で弁護人も大変である。
- ： 徳島の弁護士は若い人とベテランの方が必ず組んでいて、割と手厚い印象を受けるが。
- ： 徳島の弁護士会は優しいと思う。若い人が大体当番弁護士や被疑者国選に入って担当になるが、少し不安な時にはベテランの弁護士を一緒に付けている。
- ： 今度、裁判員経験者の方との意見交換会をやることになっている。昨年一度やって、担当した裁判はどうだったかとかの意見をいただき、改善に役立てるようにしている。来てくださる方からは活発な意見を言っていたている。
- ： この間の強制起訴の事件の反響は大きかった。不起訴処分でも嫌疑不十分と起訴猶予を分けて考えるべきかとの意見が出ていたが。
- ： 検察審査会も裁判員と同じく選挙人名簿から選んで来ていただいているが、徳島の出席率がいいと思う。特に強制起訴の事件があった頃から関心が高くなって出席率が高い。裁判員制度以前からある国民参加の制度で、国民から起訴ができるということに関心が高いことは間違いないと思う。

- ： なかなか起訴猶予にしにくくなってきたのかと思う。
- ： それは立場的な問題があると思う。